

相談室だより

6月号

(No. 108号)

平成18年6月1日発行

熊取療育園

地域療育等支援相談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 0724-53-5917

FAX: 0724-52-9151

e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

ショートステイ日帰り利用

皆さんのなかにも、ショートステイのサービス
を日帰りで利用されている方がたくさんおら
れることと思います。特に、「学校が終わった
後、親の仕事が終わるまでの時間を安心して
過ごせるように」「家族が介護疲れをリフレ
ッシュして、再びゆったりした気持ちで向き
合えるように」という相談は、これまでも
非常に多く寄せられ、実際にショートステイ
を日帰り利用することで、生活を組み立てて
いる方が少なくありません。しかし今年の10
月からは、ショートステイの日帰り利用とい
うのはなくなるのです。

障害者自立支援法において、地域生活支援
事業の中の「地域活動支援センター事業」や、
「障害児タイムケア事業」が、ショートステイ
の日帰り利用に代わるものとされています。「
地域活動支援センター事業」は、地域生活支援
事業の中でも必須の事業とされていますが、
ほかにも「相談支援事業」「移動支援事業」等
があり、決まった予算なかでこれらを実施し
なければなりません。限られた予算内で、「地
域活動支援センター事業」にどれだけの予算
を割くことができるのか、市町村にその判断
が委ねられています。また、「障害児タイムケ
ア事業」においては必須の事業とされて

おらず、「実施しない」とする市町村もあるか
もしれません。

もし、各市町村においてこれらの事業の計
画が十分でない場合に、これまでショートス
テイの日帰り利用を必要としてきた方々はた
ちまち困ってしまいます。現段階では、各市
町村が10月以降のこれらの事業についてど
のように取り扱うかわからず、すでに不安を
高めている方も多いことでしょう。

養護学校に通う子どもたちが学童保育を利用
できないということや、地域の学校に通う子
どもでも、障害を理由に受け入れが困難とな
ってしまうという現実も問題ですが、苦肉の
策ながらも障害児のための学童保育に代わっ
てきたショートステイの日帰り利用がなくな
る上、さらにそれに代わるものが十分に整備
されないのはもっと深刻です。それは成人の
方にとっても同じことでしょう。

各市町村において、地域活動支援センター
事業や障害児タイムケア事業が、皆さんにと
って困ることのないような整備がされるよ
う、要望、アピールをしていきたいと思いま
す。



「心」のこもった言葉は、たとえ厳しくても相手に響く
もの。でも、聞く側にも「心」が備わっていないと、単
なる厳しく意地悪な言葉としてしか届かないのかもしれない

い。相手に響くような言葉を発したい。相手の言葉を響い
たまま受け取れる心を持ちたい。 (見学)